

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	監督処分		
根拠法令(条例等)	鳩山町都市公園条例(平成8年条例第10号)		
根拠条項	<p>(監督処分)</p> <p>第16条 町長は、次のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>		
処分基準	未設定(条例等の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等	鳩山町都市公園法(昭和31年法律第79号)		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
処分の概要	過料		
根拠法令(条例等)	鳩山町都市公園条例(平成8年条例第10号)		
根拠条項	<p>(罰則)</p> <p>第27条 次のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第6条第1項又は第3項(第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第8条(第25条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第16条第1項又は第2項(第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による町長の命令に違反した者</p>		
処分基準	<p>未設定(条例等の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	鳩山町都市公園法(昭和31年法律第79号)		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			